

1、開催年月日時刻及び場所

平成21年9月17日

自 午前10時0分
至 午後6時20分
於 議会会議室

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	瀬川光之君
副委員長（副会長）	山口初實君
委員	松田正民君
〃	田中愛国君
〃	馬込 彰君
〃	吉川 豊君
〃	中山 功君
〃	小林駿介君
〃	山田博司君
〃	堀江ひとみ君
〃	山田朋子君

【 中略 】

6、参考人の氏名

長崎県公立大学法人	太田博道君
理事長 長崎県公立大学法人	池田和明君
専務理事 長崎県公立大学法人	百岳敏晴君
事務局理事	

【 中略 】

○瀬川委員長 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算特別委員会文教厚生分科会を開会いたします。

【 中略 】

○瀬川委員長 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

ここで、各部局の審査に入ります前に、参考人の招致についてご提案させていただきます。

今月15日に、長崎県公立大学法人において、職員の懲戒処分等が行われましたが、今回の処分は、現在、本県議会の大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会でも鋭意調査が進められているバイオラボ株式会社の代表取締役である県立大学教授の同大学における勤務状況等に関するものであり、県民の関心も非常に高い内容であります。

よって、本委員会として、長崎県公立大学法人における兼業許可の基準、懲戒の内容等について、

同法人理事長 太田博道氏、同法人専務理事 池田和明氏及び同法人事務局理事 百岳敏晴氏を参考人として招致し、本日午後から意見を聴取したいと存じますが、ご異議ございませんか。

【 中略 】

○瀬川委員長 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より総括説明をお願いいたします。

◎山口総務部長 総務部関係の議案について、ご説明いたします。

【 中略 】

(長崎県公立大学法人職員の処分について)

長崎県公立大学法人は、去る9月15日に長崎県立大学看護栄養学部の久木野教授に対し、法人職員就業規則に基づき無断欠勤、兼業従事許可違反、職務命令違反の理由により、停職6月の懲戒処分を行うとともに、管理監督者である副学長及び元副学長についても、就業規則に基づき訓告の懲戒処分を行いました。法人によると、久木野教授は、兼業許可等を得ていた平成15年10月から平成20年11月までの間において、所要の勤務時間の振替申請などの手続を行うことなく、延べ383日間、時間にして約1,840時間にわたり無断で欠勤し、バイオラボ株式会社の業務に従事していたことが法人の調査で判明したとのことであります。

長崎県公立大学法人では、今後このようなことが二度と発生しないよう教職員の服務管理を厳正に行うとともに、学生や県民の皆様からの信頼を回復できるよう、教職員が全力を挙げて取り組んでいくこととしております。

なお、法人は、無断欠勤した時間に相当する既に支給済みの賃金について、近日中に久木野教授に対し返還請求を行うこととし、手続を進めているところです。

県といたしましては、法人より、今回の調査で大学が法人化される以前の県立長崎シーボルト大学時代にも無断欠勤があったとの報告を受けており、現在その内容を確認するなど久木野教授に対し給与の返還請求を行うための手続を進めているところであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○瀬川委員長 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

【 中略 】

◆田中委員 この処分の関係で、事務的というか、さきの議会で私も発言をしていたので、聞いておきたいと思うんですが、この処分に至ったいきさつが、法人の方でずっと検討しておいて発表の時期がこういうことになったのか。それとも、県からいろいろな話をして、法人の方でこういう処分を急いだのか。その辺のことをお聞きしておきたい。

◎池井学事文書課長 大学法人職員、教員の処分のことかと思いますが、処分の時期につきましては、後期の授業が10月から始まるということもございまして、前期、当該教授が授業をやっていないと、やらせてないということもございまして。後期の対応ということも法人の方では考えないといけないということで、今の時期、このような時期にはそういうことを処分しないと、次の検討もできないということが一つあります。

それと、従前からいわゆる兼業の企業の従事についての実態把握に努めておりましたが、なかなかその実態の把握ができないということで、今回一定の従事の状況が把握されたので、処分になったというふう聞いております。

◆田中委員 そうすると、県からの対応じゃなくて、自発的に向こうが今の時期を選んで、今までのことを処分をしたという解釈でいいわけですね。県は何も言ってないと。向こうから自発的にこうやって処分をしたいからということで話があったということでもいいわけですね。

◎山口総務部長 基本的には、今、学事文書課長が答弁したとおりなんですけれども、大学側はずっとこの問題については調査をしておりまして、できる限りそのための情報を集めようとしていた

んです。ところが、この情報がきっちりと整理されて集まるのに時間がかかっていて、我々もできる限り協力をするというので、県の持っている情報についてもお伝えしたりとか、そういうふうな形で話が進んでおりました。

それともう一点は、これは百条委員会とか、そういったことで教授が、例えば偽証とか、詐欺とかそういうふうな、そういう審議も進んでおりましたので、それがどうなるのかなというところを見計らっていたのは事実です。それがある程度早い段階で決着するのであれば、それも含めてという話もできたわけでございますけれども、ちょっと審議がかなり時間がかかってまいりましたので、我々としても余り遅くなると、大学側の処分としてどうかなというところについてのアドバイスはさせていただいたところであります。

その上で、今、学事文書課長が言いましたように、10月になると後期に入りますし、という段階で、最終的に大学側がこの時期というふうに判断したという流れでございます。

◆**田中委員** もう一つは、平成15年10月から平成20年11月までと限定しての処分になっているわけですね。平成15年10月というのは、私もちょっと記憶にないんですけども、法人格になっていたのですか。その前の時点に、そういういろいろな就業規則とか何とかなの関係がどうなっていたのか。そこら辺もちょっと午後要りますから、資料を出してください。法人格になる前、法人格になってからと。なってからはこういう感じだろうから、法人格になる前の関係がどうなっていたのか。あまりにも大学の自治という銘文のもとに、もう本当にいい加減な運営がなされた。そこら辺でちょっと参考資料として私は求めたい。お願いしておきます。

【 中略 】

○**瀬川委員長** 委員会を再開いたします。

ただいまから、長崎県公立大学法人における兼業許可の基準、懲戒の内容等について、参考人から意見聴取を行います。

先ほどご決定いただきましたが、参考人としてお手元にお配りいたしております名簿のとおり、長崎県公立大学法人理事長 太田博道氏、同法人専務理事 池田和明氏、及び同法人事務局理事 百岳敏晴氏にご出席いただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

【 中略 】

なお、本委員会には、委員外として、大村市選出の小林克敏議員もご出席されております。

【 中略 】

また、ご発言は、委員からの質問に対し簡明に、案件の範囲を越えることなくお答えいただきますようお願いいたします。

なお、参考人は、委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、太田理事長様から一言ごあいさつをお願いいたします。

◎**大田参考人** 本学の久木野教授が、バイオラボ株式会社の業務への兼業従事に関しまして、勤務振替等の手続をすることなく、欠勤していた問題で、県議会をはじめ県民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対して、深くお詫び申し上げます。

久木野教授につきましては、長崎県公立大学法人職員就業規則に基づき、無断欠勤などの理由で9月15日付けで停職6箇月の懲戒処分を行いました。

【 中略 】

◆**山田[博]委員** 池田参考人、初めてのことなので、気が動転しているかわかりませんが、私の声が大きいため気が動転しているかもしれないので、ちょっとボリュームを下げて言いたいと思います。

もう一度言わせていただきますと、私がこういった指摘をして、初めてこういった経過がわかっ

たということで、長崎県立大学として、大学側としての考えなり、思いと見解を聞かせていただきたいというのが一つ。今お話いただいたのは、状況というか経過をお話しいただいただけであって、反省の弁とか、そういった見解を聞かせていただきたいと。

もう一つは、法人分が560万円、県が55万円、県が請求できない消滅分が38万円、これだけの金額があるという状況の中で、久木野教授に対していつまでに請求していくのか。

なぜこれを言うかという、瀬川委員長のもとで来年度予算を審議する際に、これは大きなポイントになるわけです。大切なことですので、そこを踏まえた上で瀬川委員長がお三方を参考人として呼んだと、これは大きなことでありますので、十分踏まえた上で見解を聞かせていただきたいと

思います。

◎池田参考人 先ほどご説明を申し上げましたけれども、初期の段階できちんとした調査が結果的になされなかったということに対しては、本当に申しわけなく思っております。

それから、賃金請求につきましては、現在、数値を精査をいたしておりますので、できるだけ今週中、もしくは来週中までには請求をしたいと考えております。そういう考えで対応してまいります。

◆山田〔博〕委員 池田参考人、大きく反省をしているということでございますので、では、その大きく反省をしているということで、よろしいですか。私は、学事文書課の方にこういった話をしているわけです。久木野教授の勤務実態が今までわからなかったと。そういった状況の中で、ほかの先生方の勤務実態はどういうふうにチェックをしているのかというのを聞かせていただきたいというのがあるんですね。いいですか。

もう一つは、今週中に請求すると言っていますけれども、いつまでにその完済をしてもらう方向であるのか。そこをしっかりと聞かせていただきたいと思うんです。その答えいかんによっては、池田参考人、私個人として、改革21としては会派に諮って、池田参考人の答弁次第では重大な決断をさせていただくということになりますので、十分に認識した上で答弁していただきたいと

思います。

◎百岳参考人 久木野教授ほか、他の教員の勤務実態の把握はどういうふうに行っているのかというお尋ねでございますが、現在、シーボルト校では、出勤簿の管理でちゃんと管理をいたしております。

従来は、総務企画課の方に出勤簿を置いておまして、そちらの方に出勤をした時に押印をしていただくようお願いをしておりましたけれども、なかなかそれが毎日来れるというわけではなかったというのが事実でございます。

それで、今回の事件を踏まえまして、管理棟ではない、それぞれの先生方がいらっしゃる研究棟の事務室の方に出勤簿を置いて、そして、朝、出勤をした都度、その出勤簿に押印をし、昼から事務局の方で回収をして、出勤簿の整理をしているという状況でございます。

それから、賃金返還の件でございますけれども、この部分につきましては、明日中にはできれば届出をしたいというふうに思っております。

【 中略 】

◆山田〔博〕委員 まず最初に、大学の先生方の出勤簿を各先生が、要するに先生がいる部屋の方に一応出勤簿を持って置いておき、そこで押したら、また後で回収するというわけでしょう。以前の場合には、総務企画課に来た時にもそれをしなかったんでしょう。押印しなかったんでしょう、先生自体が。今の話を聞けば、していなかったという事実が幾つかあったんでしょう。

そうしますと、私が事前に法人から聞いているのは、「ほかの先生はいないと聞いております」と聞いているんですよ。今、言っていることと違うんじゃないですか。

それが一つと、今各部ごとに出勤簿を備えて十分対応ができると言っていますけれども、これはいつからやり始めたんですか。それが2つ目です。

最後に、今、長崎地裁の方に出すと言っていましたけれども、出すなら出すで早急にしていかなければいけないです。私が聞いているのは、大学側、県側としては、いつまでにきちんと払っていただくように考えているのかというのを聞かせていただきたいと言っているんです。その3つです。

◎池田参考人 賃金の返還請求につきましては、先ほど百岳参考人から申し上げましたとおり、既に自己破産しているという状況にあります関係で、これについて、私どもとしては債権がありますという申し出を行い、それに対して破産管財人、裁判所の方で手続を進めていただくということに

なると考えておりました、いつまでというお約束はできないという状況であります。

◎百岳参考人 出勤簿の部分につきましては、以前は総務課の方に置いていて、必ずしも全員が毎日押していたというわけではないということは、先ほど申し上げましたとおりでございます。現在のようなシステムに変えたのは、今年度に入ってからでございます。

◆山田〔博〕委員 ほかの委員もおりますし、時間も限られておりますから、簡単に指摘させていただきますけれども、百岳参考人、もう一度ほかの先生方の勤務実態をしっかりと調べていただきたい。いいですか。

それと池田参考人、確かに破産をしているかもしれませんが、いずれにしろ、破産しているのは久木野教授の問題であって、県側としてはしっかりと裁判所に対して、いつまでに払っていただきたいという思いとか、ここで約束するというのではなくて、払っていただきたいということを裁判所に言うこと自体問題はないでしょうが、それを言うっていただきたいと言っているんですよ。その2つに対して、しっかり教えてくださいよ。あなたたちがしっかりと答えていないから、私は何度も何度も質問しないといけないんですよ。よろしいですか。

◎百岳参考人 賃金返還につきましては、法手続に入っておりますので、早急に債権者届出をいたしまして、その届出が受理をされましたら、債権者の一人として適切に破産管財人等に主張していきたいというふうに思っております。

○瀬川委員長 時期的なことを答えられますか。

◎百岳参考人 返済の時期については、やはり破産管財人に法的に委ねられているところでございますので、私どもの方でどうこうということは言えない立場にあるということをご理解賜りたいと思っております。

○瀬川委員長 ほかの先生方の出勤簿の状況については。

◎百岳参考人 失礼いたしました。他の教員の部分につきましては、やはり出勤簿の管理でちゃんとやっております。

この部分について、先生方のいわゆる勤務状況につきましては、小中学校のように職員室に一堂に会しているというわけではなくて、それぞれの研究室にいらっしゃいます。そして、先生方というのは、教育だけではなくて研究も担当されておりました、その研究の部分でフィールドワーク等々で学内を離れる場合がございます。ですから、四六時中、終日先生方の勤務を監視というか、確認をするというのは非常に難しいということをご理解を賜りたいというふうに思います。

ただ、毎日の出勤簿の部分については、しっかりと管理をしていきたいと思っております。

◆中山委員 先ほど太田参考人から、今回の処分決定内容、そしてまた、県民に対して迷惑をかけているという話もありましたし、今後、二度とこういうことが起こらないようにしっかりやっという話がありましたので、それはそれとして重く受け止めたいと考えておりますが、2～3点お尋ねしたいと思っております。

今回の処分を聞いてみて、いろいろ意見があると思いますが、一つは、なぜ9月15日の時点なのか。なぜもっと早くやれなかったのか。それと処分が生ぬるいと、もう少し厳しくやるべきであるというような意見があるわけでありまして、これにつきまして再度、太田参考人はどのようにとらえておられるのか、まず、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

◎太田参考人 まず、処分の時期についてでございますけれども、随分前からこのことが話題になっていたことは、私も承知しておりました。処分の前には事実関係を明らかにしなければいけないということで、いろいろ調べたり、事実確認するのに時間がかかったわけです。それから、本人から状況を報告せよというような命令も出しましたがけれども、それには残念ながら協力していただけませんでした。

ほかのところからの、破産管財人であるとか、そういういろんなところから情報を得て、事実を確認して、それに時間がかかったというのが一つ、時期的には、久木野教授も後期の授業、10月1日から後期に入りますけれども、その授業や実験などを担当する予定でありましたので、処分によってはその対策を考えなければいけないということで、新学期のそれに対応するためには、遅くともこの時期にやらなければいけないということでありました。

できるだけ早くやりたかったんですけども、その事実確認について、大分時間がかかってしまったということでございます。

もう一つ、処分が6箇月の停職では生ぬるいのではないかというお話でありました。欠勤の日数、380何がしというのは、終日全部380日ということではなくて、例えば1日に1時間だけ抜けたというのを入れて、全部その数字にはなっておりますが、それにしても、それを1日換算にすれば

230日近くの数字になりますので、それで6箇月の停職というのは生ぬるいというご意見があるのは理解できると思いますけれども、その欠勤の内容が、大学として許可した兼業、バイオラボのことに従事していたということがありまして、例えば、本当に全然ほかのことで勤務をさぼっていたというわけではないということなどは考慮いたしました。

それから、また、大学の教員の職務としては、教育、研究、あるいは社会貢献、地域貢献等、あるいは大学運営ということがあるかと思いますが、そのうちの講義、授業、それから学部運営に関する会議への出席、そういうことについては、休講がちょっと入っていますので、100%完璧ということにはならないかもしれませんが、ほとんど支障を来していなかったというようなところも考慮して、反省を促すという意味で、停職としては一番重い6箇月ということと判断をいたしました。

以上です。

◆中山委員 今、太田参考人から、本人からなかなか協力が得にくかったということが長引いた理由だという話がありましたけれども、我々県民サイドから見れば、これが県、理事長を含めて、大学とのなれあいじゃないかと、そういうふうに取り取られてもやむを得ない部分があるんじゃないかと思うんですね。

そういう中で、私がお尋ねしたいのは、この兼業許可についてですが、今回の処分については、あくまでも無断欠勤の量がその軸になっていますよね。

【 中略 】

私は、最初からずっとわからないのが一つあるんですよ。というのは、今回、久木野教授は、2005年（平成17年）6月21日に、正式名称は「浙江松尚巴依奥拉博生物科技有限公司」の董事長をされていますね。通称「チャイナバイオラボ」といいますけれども、これは外国の企業法人ですよ。日本流に言えば代表取締役社長ということになるわけでありまして。

この兼業規程の中で、外国に企業法人をつくって、その代表取締役になって、その営業活動をする、これがこの規程のどこを読んでもなかなか理解できないんですよ。この規程の中にそれが当てはまるのか、想定外なのか。この辺をぜひ明らかにする必要があると思っておりまして、この点についてお尋ねしたいと思います。

◎池田参考人 バイオラボ株式会社につきましては、中国に研究所をつくるということを前提とした事業ということで私どもは認識をいたしておりましたので、今おっしゃったチャイナバイオラボも、一つのビジネスシステムの中の一部であるというふうに、当初の許可の時にはそういう会社が別にあるというふうな認識がございませんでしたけれども、少なくとも中国において研究所を設置してやっていくことが、このバイオラボ株式会社の事業目的であるという認識は持っておりましたので、そういう観点で許可をいたしております。

◆中山委員 そうしますと、許可を下ろしたということになりますと、就業規則の中に兼業規程の定義がありますよね。その中を見ても、これは正式に研究所ということだけでも、日本で、例えば本社が長崎にあって、長与に研究所を出すのと違いますよ、はっきりと。外国の企業法人なんですよ。その代表取締役になって、そして営業活動をやった。ここをあなたたちは認めたと言うけれども、何を根拠に、どれを根拠に認めたのか。そこをもう少しわかりやすく説明していただきたいと思えます。

◎池田参考人 先ほどから申し上げておりますとおり、中国にそういう研究所をつくるということが、当初からのこの会社の設置の目的だったというふうに記憶をいたしておきまして、そういうことだったと認識をいたしておりますので、別の法人の代表取締役を行っているということにつきましては、その時点では、正直に言って認識をしていなかったという状況でございます。

ただ、中国に研究所をつくるということは、このバイオラボ株式会社と一体として進められたものというふうに認識をいたしておりますので、中国に研究所をつくるから兼業許可ができないというふうな認識はございませんでした。

◆中山委員 これは重大な問題ですよ、公立大学法人ですから、それまでは県の職員だったわけですから。公務員が外国に企業をつくって、その社長になるということは、おそらく禁じられていると私は思いますよ。しかし、あなたたちがこれを認めたことが破綻というか、大きな要因になっているんですよ。ここで兼業規程どおりで止めておけば、今回の問題はおそらくや発生しなかったろうと。中国に展開したことによって、いろいろな問題が発生しているわけです。中国に持ってい

ったということが大きな要因になっているんですよ。

規程のどこを読んでもないのに、それをあたかも中国が日本の一部のような感じでとらえて、そういうとらえ方、ここが我々としてはなれ合いとしか言わざるを得ないわけですよ。ここに一番問題があったし、先ほど山田（博）委員からもお話がありましたように、そこに大学の自治という形のなれ合いがあったと。そのことが久木野さんの暴走を止めきれなかった。そこに大きな要因があるわけでありまして、あなたが言うなら、これは規程を変えなければいけないですよ。これは公文書でしょう。

それと、あなたは先ほどチャイナバイオラボの社長をしていたことがわかったと言ったけれども、平成18年度以降も書いていないんですよ。同じなんですよ。そうすると、少なくとも平成18年度以降については、バイオラボ株式会社、チャイナバイオラボ株式会社の代表取締役であると。中国を拠点にやっているということをはっきり書かないといけないわけですよ。そういう指導をしましたか。

◎池田参考人 先ほどから申し上げておりますとおりの認識でございましたので、今、ご指摘をいただきまして、確かに別の法人という考え方をとり、それぞれに許可をするということが、おっしゃるとおり、ここではあろうかと、そういう反省はいたしております。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、その時点でそういう認識がなかったということでお詫びを申し上げたいと思います。

◆中山委員 やはり、ここはよく考えてもらわないといけないのは、あなたたちは教育者なんですよ。久木野さんにも風当たりが強いというのは、教育者だということが、ある反面尊敬するけれども、その人がこういうことをしたということに対して、そしてまた、それを大学が許したということに対して、大きな怒りがあるわけですよ。教育者ということ、その辺を認識をきちんと持ってやってもらいたいし、教育者こそ、こういうルールというのはきちんと守らないといけないんですよ。それを拡大解釈してしまって、どこを見ても外国でやっていいというようなことは書いてないのに、それを理事長も、専務理事も、副学長も行ってお祝いしている。まさにお墨付きを与えているわけですよ。そのことが、久木野さんが暴走した一つの大きな要因になっているわけですよ。理事長、ここはぜひそういうルールをきちんと守って、いいものはいい、悪いものは悪いと、この辺のけじめを、今後、ぜひやっていただくことを強く要望しておきたいと思います。

◎太田参考人 委員のおっしゃること、よく理解できました。これから気をつけていきたいと思います。ありがとうございました。

◆田中委員 私も6月定例会で、なぜ何の対応もないのかと、これだけ大問題になっているのという話をしたので今回の処分になったのかなと思っているんですが、先ほどちょっと聞いてみると、そうでもなさそうなんですね。

ただ、私が一番聞きたいのは、処分が遅れた理由ですよ。今も中山委員から聞かれた。何でこんなに遅れたのか。

【 中略 】

今も話があったけれども、一番最初の時点から、大学がこの兼業を認めたこと自体、私は大きな問題があったなと思っているんですよ。このバイオラボ社の社長が大学教授の仕事と兼業できるような内容じゃなかったんですよ、最初から。ましてや海外。それをずっと許してきたということには、県のベンチャー支援企業に採用されたという、大きな県という組織の中で、協力体制を組んできたのかなという感じがするぐらいです。そうなれば、結果としては、ますます大学の責任が重くなる、協力してきたような実態があるのならね。その協力をすべきじゃないという結論になりつつあるわけだ、バイオラボに関する百条委員会でもね。協力したこと自体がおかしいじゃないかと、一私企業に。そこら辺において、もう一度処分が遅れた理由について、的確に私はお聞きしておきたい。

◎百岳参考人 9月になった理由につきましては、先ほど太田理事長からご答弁申し上げましたけれども、4月以降について、具体的にどういう形で進んだかというのをご報告させていただきたいと思います。

委員もご承知のとおり、懲戒処分を実施するためには、非違行為の事実が確実に押さえられてい

なければできないということをご認識のとおりでございます。

それで4月以降、久木野教授にもお願いをいたしましたし、そして、4月24日には久木野教授の同行のもと、破産管財人のところに行って関係書類を見させていただきましたけれども、バイオラボの具体的な中身がなかったということで徒労に終わった経過がございます。

そこで、5月に入りまして、理事長名で長崎県会議長と財団法人長崎県産業振興財団理事長あてに資料提供をお願いいたしました。が、いずれもいろんな理由で資料の提供ができない旨のご回答をいただきました。

それで、5月15日から久木野氏に対して、兼業規程に基づく理事長の職務命令という形で向こうの方に資料提供を要請したところでございますけれども、久木野教授の代理人弁護士等々がいろんな理由をつけて資料の提出はされないと、これが2箇月ほど続きました。

そういう中で、私どもは事実の確認のためにどうすべきかということ、私どもの代理人、弁護士にご相談を申し上げまして、弁護士の方から弁護士法第23条の2の規定に基づいて請求をしようかということで、8月上旬に弁護士法に基づいて破産管財人に資料の提供、それから長崎県知事あてに資料の提供を求めまして、8月下旬にその資料の内訳が大体わかったということでございます。

それで、1週間かけてこの5年間の兼業期間中のいわゆるバイオラボ業務の実態を整理をして、そして学内の手続に基づいて事情聴取、それから弁明の機会を与えて9月の半ばの15日の処分に至ったということでございます。

先ほど理事長が申し上げましたように、10月1日から後期の授業が始まります。これはもう学生にとって途中での処分というのは、被害者が学生になりますので、教育的配慮から9月中旬というのは、私どもの学内運営上はリミットでございました。

現在、学長の指示のもと、後期の久木野教授の授業の部分をだれが受け持っていて、どういうふうな形でやるかというのを、この2週間かけて構築をしなければならない。今、やっている途中でございます。

そういう事情がございまして、事実の確認に時間を要したということ、そして、事実の確認がとれた時点で精力的にチェックをいたしまして、9月の半ば、15日の処分に至ったということをご理解を賜りたいというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

◆田中委員 この平成20年11月までの処分だけれども、11月以降本日までの関係はどうなっているんですか、報酬関係の問題を含めて。

平成20年11月までの処分でしょう。それ以降、8月末、9月現在までの関係はどうなっているんですか。

◎百岳参考人 今回は、平成15年10月17日に兼業許可を与え、そして平成20年11月30日までの兼業期間、この部分でのバイオラボ業務への従事という形の内容での処分でございます。いわゆる兼業許可違反の部分、それと職務命令違反ということでの処分ということでご理解を賜りたいと思います。

◆田中委員 だから、処分の内容じゃなくして、それ以降今日までの実態はどうなっているのか、勤務実態を含めて。

◎百岳参考人 バイオラボの兼務の許可、いわゆる兼業従事の許可が切れました平成20年12月1日以降については、通常勤務をいたしておるところでございます。

◆田中委員 通常勤務で通常の報酬が支払われているということですね。その間、いろいろな感じで授業ができない、欠勤状態が生まれた関係はどうなっているんですか、その把握は。それは一切問題ないんですか。12月1日から今日までは、一切問題ないという認識なのかどうか。

◎百岳参考人 12月1日以降の勤務については、問題ないものと思っております。

◆田中委員 我々は、そんなに甘いものかなという認識があるけれどもね。大学の実態というのは、従前は我々もびっくりするような実態があったのは参考人もご存じのとおり。

例えば、教授の採用だって、県が知らなかった。大学の学長が替わったって県は知らなかった。一時期ですよ、ずっと知らないというわけじゃない。例えば、1週間とか、10日の間知らなかったとかね。教授会にすべて任せて、教授会が全部仕切っていたわけだから。

それは、もっとただせば、シーボルト大学がなぜ分離した形で設立されたかということまでさかのぼっていくわけです。県立大学で、あの当時あった県立大学でなければ教授の採用もできなかった。だから、新しくつくらざるを得なかった。そうしなければ、大学の設立ができなかった。す

べて教授会が仕切っていた。そういう実態があるのがおかしいということで法人化に踏み切った。

法人化に踏み切った時点で、こういう問題を処理しなければいけなかったのに、処理していなかったと私は思う、流利的にはね。その就業規則とか、勤務実態を把握するとか、そういう問題が従前どおり行われた感じがしてならない。だから、こういう問題が起きたという気がするんだけど、ちょっと見解を聞かせてもらいたい。

◎池田参考人 法人化に伴いまして、法人として独立して大学を運営していくという観点で諸規程等をしっかりと整理をして行ってきたつもりでありますけれども、結果的にこういう状況が発生をしたということにつきまして反省をし、また、今後の適正な管理について、より一層努力をしていきたいと考えております。

【 中略 】

◆山田〔博〕委員 百岳参考人、私はこの県立大学の教員の出勤状況というのを、今は各学部棟に備えているけれども、前は総務企画課に置いていたんでしょう。それで押印がなかなか徹底できていなかったわけでしょう。それがなかったら、しっかりと勤務実態があるかどうかわからないでしょう。それはしっかり調べていただきたいわけですよ。

池田参考人、先ほど小林（駿）委員に話をしていましたけれども、私が今回の久木野教授の一部を出して調べていただきたいと言ったら、個人情報だとか何だとか、ああでもないことを言うから、入国管理センターに行って問題がなければ自分で調べるよう説得しなさいと私は指示したわけです。そのとおりだったわけだ、はっきり申し上げまして。

こういったことは、長崎県立大学が率先してしなければいけなかったことですよ。大体遅すぎたんですよ、はっきり言って。そういった点では、ほかの先生方の勤務実態もしっかりとチェックしていただきたい。それで百岳参考人は、今、私が言ったら、先生方の勤務実態はどうなっているかわかりませんと、わかりませんでしたら、しっかりと徹底して先生方の勤務実態を明らかにするとか、こういった状態にしなければいけないわけですよ。いかがですか。この件に関してははっきりした答弁をいただかないと、私は引けませんよ。

◎百岳参考人 先ほどもご答弁申し上げましたように、やはり先生方というのは、教育のほかに研究等々ございます。それで、小中高のように一つの部屋で、職員室に全員がそろっているというような形ではございません。昼間はいろんな形で外に出られます。それを四六時中管理をするというのは、なかなか難しいということについてはご理解を賜りたいというふうに思いますけれども、朝来て、出勤簿に押印をしてもらうよう確認を徹底いたしまして、その部分については、今後はしっかりと管理をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

◆山田〔博〕委員 百岳参考人、池田参考人、太田参考人、ちょっといいですか。

今までそういった見解でやっていて、久木野教授の勤務実態がこういうふうに明らかになったんですよ。小学校、中学校の先生みたいに、しっかりとできないとか、そういうことで通していいんですか。そういった考えを持っていて、今日まで来たわけですから。そういった考えは置きまして、じゃ、別の先生方にこういった勤務実態があった時はどういった責任をとっていただくんですか。お言葉を返すようですけども、これとは別に、明らかに問題があるという先生方が明るみに出た場合には、どういった責任をとっていただくんですか。百岳参考人、そこまであなたがおっしゃるのであれば、聞かせていただけますか。

◎百岳参考人 他の教員に同様の事案が発生をいたしましたら、それは就業規則に基づいて厳正に対応するという事になるかと思っております。

◆山田〔博〕委員 じゃ、百岳参考人、今まで文教委員会で、私が以前質問した時、あなたは答弁したでしょう。あなたは今、大学側にいらっしゃいますけれども、こうした文教委員会で「久木野教授の勤務実態はしっかりしておりました」ということをずっと報告していたわけですよ。

今、私がこういった問題が一部であるということを出した時に、初めてわかったんでしょう。そういったことをしっかりと反省していただきたいわけですよ。

池田参考人、そういった経緯があるわけでしょう。

出勤簿を備えて毎日回収するとできますけれども、小学校、中学校の先生みたいにしっかりとできませんよとか、できないんですよとか、そういったことを言って、じゃ、またほかの先生方が出た時には、就業規則に基づいてやりますと。久木野教授の時はそんなことはないと言いながら、実際は出てきて、こういったのがある。今は、ほかの先生方はないと言っていましたけれども、明らか

になったらどうするんですか。池田参考人の見解を聞かせていただけますか。

◎池田参考人 大学の教員の特性といたしますか、研究室が個室でありますとか、あるいは先ほどから申し上げておりますとおり、教育以外に例えば自治体の委員でありますとか、民間企業への研究、地元への協力でありますとか、そういうことで活動が学内といたしますか、敷地内にとどまらないという特殊性があるということについてはご理解をいただきたいと思えます。

ただ、今回のことを受けまして、昨年からもこういう出勤簿の押印についてはきちんとすることとか、あるいは年休、出張等々の基本的な服務の手続については、しっかりとやってくださいというようなことの指示を、今までも繰り返してやってきております。

ただ、不足する分がございまして、15日、昨日も同じような文書を出して周知を図ったところでございます。今後も、教授会とか、教育研究評議会等々を通じて服務の厳正さを教員に求めてまいりたいというふうに考えております。今後、そういう形で努力をしていくということでご理解を賜りたいと思えます。

よろしく申し上げます。

◆山田〔博〕委員 池田参考人、そこまでおっしゃるので、私は太田理事長、池田専務理事がそういうお話をしていましたけれども、ここはやっぱりトップが、池田参考人は専務理事で事務局長ですよ。やっぱりここは太田参考人がトップですから、理事長ですから、理事長からそういったお話を聞かせていただきたいと思うんですよ、はっきり申し上げまして。どうですか。

私は、今、いろいろな対応策をやっていると申してはいたしましたが、各学部ごとに出勤簿を備えつけて毎日回収するというのは、平成21年6月からやっているんでしょう。池田参考人、これは最近になってやっているんですよ。本来であれば、久木野教授のこういった事件が発覚した、私が入国管理センターの話をしていた時に、その時点ですぐやるべきことではあるんですが、大体遅いんですよ。あげくの果てには、大学の先生の勤務実態はそういった特性があると、それは私たちも大学に通ったのでそういうことはわかっておりますよ。しかしながら、そういったことを言いながら、久木野教授のこういったでたらめな勤務実態が明らかになったんでしょう。そこはやっぱり襟を正すぐらいやらないと、だれが、県民の人が納得できますか、これを。大学の教授の勤務実態が特殊だ、特殊だとか言って、そういう言い訳が通せると思っているんですか。

時間がありませんので、ほかの審議がありますから、太田参考人のしっかりとした決意というか、思いを、今後の対応策について、しっかりと考えを聞かせていただきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

◎太田参考人 今までの出勤の管理、あるいは服務規程というようなことについては、しっかりお話を伺いました。一つは、繰り返して言って言い訳のようにも聞こえるかもしれませんが、やはり大学教員の勤務というのは、先ほど繰り返して申し上げますように、学内で全部済むものではないということもありますけれども、最も大切なことは、私としては大学の教員の自覚といたしますか、自律といたしますか、そういうところも非常に大切だと思えます。

出勤簿にきちんと対応するというか、そういった時間なんかもしっかり服務の時間を守っていただくと同時に、県民の皆様方のご支援というか、はっきり言えば税金といたしますか、あるいは学生諸君からの授業料ということで大学は成り立っておりますので、その点をもう一度しっかりと確認して、県民の皆様、あるいは学生の皆様方のご期待に沿えるように、我々一同努力していきたいというふうに思えます。

○瀬川委員長 ほかに質問はありませんか。

◆中山委員 今の太田参考人の決意を了といたしますけれども、ただ一点だけ気になることがありますので、お願いしておきたいと思えます。

今後、この問題は、長崎市が詐欺罪で告訴いたしましたし、県の方も偽証について告発するような準備も進めております。

そういう中で久木野さんもいろいろそれなりに考えて、自分を守るためにいろいろな手法を用いているようでもあります。その中で、もし万が一、依願退職とか、こういうものが出た場合は、ぜひ慎重に、くれぐれも慎重に扱っていただきたいということをひとつ申し上げておきたいと思えますので、もし、それが出た場合について、そういう対応ができるものかどうか、ご返事いただければと思えます。

◎池田参考人 今、お話がありましたようなことが、学外の状況として進んでいるということにつきましては私どもも認識いたしております。

ただ、退職ということにつきましては、制度的には、本人の意思がもしそういう形で示されれば、

それをさせられないといいますかそういう状況につきましては、そのほかの状況等も加味しながら
といいますか、一緒に併せて検討していくべきものだろうというふうに考えております。この程度
のご回答しかできないんですけれども、それでご了解いただければと思います。

◆中山委員 言いにくいところもありましようから言いませんけれども、県民が納得するような処
分をしなくてはいけないと考えておりますので、ぜひ適切にやっていただきますように期待をして
おきたいと思えます。

○瀬川委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬川委員長 ほかに質問もないようですので、本件についての意見聴取は終了いたします。

参考人の皆様方におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。

文教厚生委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。

誠にありがとうございました。

それでは、参考人の皆様方は、ご退室いただいて結構です。

しばらく休憩いたします。